

## △報告Ⅱ▽

### 入会林野と近代的野菜生産

長野県南佐久郡川上村の事例

岩崎信彦

川上村を最初に訪れたのは、昭和五四年の夏であった。当時の川上村には昭和四七年度の朝日農業賞受賞の余韻がなお残っていた。とくに、五一年に村内の人々多数を集めて行なわれた「川上村の村づくりを考えるシンポジウム」(「環境文化」第二三号掲載)は非常に意欲的なも

ので、「自然環境の保全と農業振興との関係、農業後継者の問題、連作障害による地力の低下、夏季に集中する苛酷な農作業、村民とくに若者を魅きつけるに足る新しい農村文化の創出等」について積極的な議論を展開していた。

昭和四一年の梓山の開拓パイロット事業の成功に触発されて、村内八部落において、農用地開発、土地基盤整備等の国県補助事業が導入されていった。地形的、社会的条件を考慮して、谷筋ごと・集落ごとの「拠点別開発方式」がとられたのであるが、昭和四一年から五三年まで一三年間の補助事業は、事業数は大小一八、農地造成二八〇ha、農道整備舗装三五km、畑灌五〇一ha、圃場整備一三九ha、灌排水一二九ha、集出荷所一七棟など、総事業費約三〇億円である。隣村の南牧村においても事業数一九、総事業費約二二億円というように実施されており、この間の高原野菜生産地帯に投下された資本の巨大さは驚くべきものである。

これらの事業に主導されて川上村の農業経営は大きく変化した。

経営耕地面積の動向をみると、四〇年から五四年にかけて畑が一、〇〇〇haも増加している。補助事業によるものが二八〇haであったから残りの七〇〇haは自力開墾ということになるのである。すさまじい規模拡大である。その結果、農家一戸当り面積は一haから二・三haへと倍増している。専業別農家数の動向をみると、専業農家が漸増するという他所では考えられない事態がおきているのである。また、経営耕地規模別農家数の動向では、全層的な上昇移動が戦後一貫した基本傾向であることがわかり、いまや三ha以上の大規模経営農家が五戸に一戸の割合にまでなっている。

この広大な畑地造成を可能にしたのは、各区の林野保護組合が管理する入会林野の存在であった。九千町歩に及ぶ林野のうち一千町歩がこの一五年間に畑地となったのである。この入会林野は、明治末期から大正期にかけて行政が強力に進めてきた部落有財産の村統一に抵抗した先人たちによって確保され維持されてきたものであった。

明治二二年に成立した川上村の財政基盤は、大正期になっても幼弱であり、それだけに国、県による部落有林野の統一の企図は強く、行政指導が徹底的に加えられていく。

そのなかで、大正一二年に川上村部落有財産統一協定が成立するのであるが、県庁案が地元部落の大きな抵抗にたいして整えたために、きわめてあいまいな協定であった。各部落民はその後努力を重ねて、部落に有利な追加協定を成立させるにいたった。昭和九年のことである。それによって、所有権は村に移転し旧来の財産区は消滅したが、各部落林野保護組合が結成され、地役入会権が法認された形で成立したのである。

戦後、昭和四〇年代のレタス生産の展開とともに、昭和九年に自由処分地として各戸に配分した林野はもとより、組合管理地の畑地造成―各戸配分が進められたのである。そこに生じたのは、「組合員榮えて、組合減ぶ」の事態であった。土木費、各団体補助金、固定資産税、造林費など何百万円にもなる支出を支える財産収入（立木売却による）が極端に減少していったからである。

支出の見直しを行ないながら、残された財産（林野）を維持活用するために、新規加入者の加入をきびしく制限したり、組合費（月五―六万円）を徴収したり、大きな動揺を示しているのである。

明治以降今日まで川上村の入会林野と産業・生活の変化過程を追ってみると、入会権といういわば前近代的な所有、占有、使用の権利がいかに根強いものであるかを再認識するとともに、高度経済成長と農業近代化の波が―山村にかくも激しくおしよせ、入会権を核とした共同体的關係を急速に分解させていくすさまじさにあらためて驚かされた。

共同体的な占有が、一方で近代の行政権力による公的所有化と、他方で商品経済の浸透と農業経営の資本主義化による私的所有化と、両者の浸蝕を受けて衰弱していく過程は、資本主義的近代化の必然性がまさに貫徹していく過程ではある。が、それを必然性の名のもとに確認していくことでわれわれの仕事が済むのかどうか、問われるところである。

入会林野はたしかに分割され私有地に変わってきた。これからも変わっていくであろう。しかしながら、よく考えてみると分割され個人に配分された土地は、言葉の厳密な意味で「私的所有地」ではないのである。配分地が「私的」所有地ではないのは、それは先祖たちが長い歴史のなかで共同して守ってきた土地であり、また、今日、林野保護組合というすがたをとった部落共同体が各成員の合意によって民主主義的に配分した土地であり、さらに、各成員がその上で家族とともに働き自分たちの生活を営む土地であるからである。だから、配分された土地は「個人的」所有地なのである。たしかに個人（個別家族）が所有し経営しているけれども、共同体と対立しているわけではなく逆に共同体があつてはじめて成り立っているものであり、また、個人が相互に競争し隣人の土地を買取らなければ生計をたてられないものでもない。排他性をもたない個別的所有地を、「私的所有」の土地ではなく「個人的所有」の土地と言

いたいのである。

資本主義経済が成熟しゆきづまりさえみせている今日、ただでさえ困難な農業経営はいっそう難しくなっている。そういう時に、夏季冷涼の気候条件をはじめさまざまな好条件のもとに、経営規模を順調に拡大し専業農家戸数を増大させようという恵まれた経営環境があり、皆が「個人的所有」の土地と経営を豊かに発展させることができるということは、きわめて幸福なことである。

しかし、他方で、資本主義経済の波は、土地の「個人的所有」にもとづく経営を内部から変質させている。化学肥料、農薬、マルチの多用、そしてなによりも、野菜の量産と連作。生命を育む土地は衰弱し病んでいる。畑というよりも野菜生産工場の工場用地といったほうがよい状態になっている。そして、また、水害の多発。他方、人びとは早朝未明から夕方遅くまで働いている。隣人たちとの必要以上の「稼ぎ競争」がそれに拍車をかけ、心身の摩耗がかれらをおそっている。豊かな四ヶヶタ農業の背後に進むうそ寒い光景である。土地と経営と生活がその内部から資本主義的に「私的」なものに不断に変質させられているのである。われわれは、日々生活する人間である以上、事態のこの非人間的進行を「必然性」という名のもとに看過することはできない。

内部からの「私的」浸蝕をくいとめ、克服しうるのは、長い歴史を通じて部落や組合のなかに累積されてきた社会関係と文化、そして、それにもとづく人間・自然の関係である。林野保護組合は、その名のとおり林野と、そして畑や農道や水路、さらに、人びとの健康を保護する組織として再生しなければならないのである。決して、組合管理地として残

された固有財産を細々と守る組織であってはならないのである。大正二年、所有権が村に移ってからも営々として林野を守り続けてきたと同じ精神は、配分地が個々人に所有権登記された後もそれらに対して脈々と生き続けなければならないのである。

今、世界的に環境（エコロジー）と経済（エコノミー）の調和を回復させるための理論的模索と実践的試行がはじまっている。川上村においてその課題を担いようのは林野保護組合である。日本の農村では、農業近代化の早期の進行のなかで、多くの部落がその共同体的生命力を衰滅させてしまった。川上村は幸か不幸か近代化の波の襲来が遅れた。それだけ波は大きかったが、なお部落の共同体的生命力は生きています。この生命力を川上における環境（エコロジー）と経済（エコノミー）の新しい関係の形成のために活かさなければならぬのである。

林野保護組合は、財産区ではなく、地区住民全員に開放すべきものではない。かといって、必要以上に排他的、閉鎖的であってはならない。入会権は、その土地の上で生産し生活するものの権利であり、その土地を生産と生活のために保全するものの権利である。林野保護組合は、今日でも単なる財産管理者ではないのである。村有地と個人配分地に対しても潜在的に入会権を留保していると言いうるのは、入会権のなかに歴史を超えた人間生活の論理が内在されているからである。それゆえ、部落内に（あるいはその近くに）居住し部落内の土地を占有し家族とともに経営し、部落の山林原野と畑・農道・水路の保全の仕事にたずさわる人に対して、組合は開かれていなければならない。

こうして、林野保護組合を生産生活者の共同的組織として、また、

部落の自然生産環境の保護主体として発展させること、そして、その合意形成のシステムをより高次の村の合意形成のシステムに結節させることが必要である。また、地区住民のすべてを包括する地区組織 $\parallel$ 自治組織を形成し、三者の有機的関連をはかることがこれからの川上村の課題である。この課題を達成する主導的な力はやはり林野保護組合にあると言わなければならないのである。

（参照『入会林野と近代的野菜生産（調査報告書）』昭和五八年三月）